

熊本県職員人吉今宮住宅 (住居専用面積が72.20平方メートルの住宅に限る。)	人吉市西間上町字今宮	33,400 円
熊本県職員人吉東間住宅	人吉市東間上町字今見堂	15,700 円
熊本県職員本渡広瀬住宅	本渡市本渡町広瀬字志登の平	6,400 円
熊本県職員本渡広瀬第二住宅	本渡市本渡町広瀬字志登の平	6,400 円
熊本県職員本渡広瀬第三住宅	本渡市本渡町広瀬字志登の平	7,200 円
熊本県職員本渡広瀬第四住宅	本渡市本渡町広瀬字志登の平	7,200 円
熊本県職員本渡広瀬第五住宅	本渡市本渡町広瀬字下友	7,900 円
熊本県職員本渡住宅	本渡市本渡町広瀬字下友	35,000 円
熊本県職員本渡港町住宅	本渡市港町 19 番 4 号	14,000 円

附 則

- この訓令は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表を改める改正規定は平成16年10月1日から、第21条第1項に1号を加える改正規定は平成19年4月1日から適用する。
- この訓令による改正後の熊本県職員住宅管理規程別表の規定にかかわらず、改正後の別表に定める賃借料と改正前の別表に定める賃借料との差額が6,000円を超える場合の賃借料は、平成16年10月1日から平成17年3月31日までの間は改正前の別表に定める賃借料に3,000円を加えた額とし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間は改正前の別表に定める賃借料に6,000円を加えた額とする。

熊本県訓令第2号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員单身寮管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員单身寮管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員单身寮管理規程(昭和46年熊本県訓令第55号)の一部を次のように改正する。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入寮の日から10年を経過したとき。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第9条関係)

名称	位置	定員	賃借料
熊本県職員人吉单身寮	人吉市西間上町字中村前	20人	月額3,200円
熊本県職員一の宮单身寮	阿蘇郡一の宮町大字宮地字井尻	12人	月額4,500円
熊本県職員熊本单身寮	熊本市錦ヶ丘14番8号	30人	月額5,900円

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表を改める改正規定は平成16年10月1日から、第14条中第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定は平成19年4月1日から適用する。

登 載 依 頼

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年熊本県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4生涯学習事務所の項を次のように改める。